

- | | |
|--|--|
| 五 漁獲番号又は荷口番号 | 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称 |
| 六 その他農林水産省令で定める事項 | 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、前条第二項の規定により荷口番号を伝達する場合にあっては、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を作成し、保存しなければならない。 |
| 2 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。 | 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。 |
| 3 (勧告及び命令) | 又は荷口番号とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。 |
| 第七条 農林水産大臣は、届出採捕者が第四条の規定を遵守していないと認めるときは、当該届出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第四条の規定を遵守していないと認めるときは、当該届出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第九条 (特定第一種水産動植物等による通報) | (特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出) |
| 第十条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等(加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物)が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならない。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第十一条 農林水産大臣は、前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更(当該届出に係る事業の廃止を含む。)があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこれらの者とその事業に関する関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第一種水産動植物等若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第十五条 第十一条の規定による届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をしたとき。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 一 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等(加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物)が第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 二 輸入・養殖水産動植物等であること。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |
| 三 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。 | 農林水産大臣は、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるとときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 |

四 第十条第一項の規定に違反したとき。

五 第十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十七条 第三条第三項又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 第二条第一項及び第四項の農林水産省令を定めようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、水産政策審議会に諮問することができる。

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、施行日以後において自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体)は、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間においても、第三条第一項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつた場合には、施行日前においても、第三条第二項の規定の例により、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知することができる。この場合において、その通知を受けた者は、施行日において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

第四条 第四条から第六条までの規定は、施行日以後に採捕される特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について適用する。

第五条 この法律の施行の際現に特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行つている者についての第八条第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

第六条 適法漁獲等證明書の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、第十条第三項の規定の例により、適法漁獲等證明書の交付を行うことができる。この場合において、その交付を受けた者は、施行日において同項の規定により交付を受けたものとみなす。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄